

第9回 真岡市・二宮町合併協議会 会議録

平成20年7月16日(水)

開会 午後2時00分

閉会 午後2時50分

第9回 真岡市・二宮町合併協議会会議録

1 出席者

会 長 福田 武隼
副会長 藤田 忠義
委 員 井田 隆一 齋藤 孝 古橋 修一 野沢 達
浅山 俊夫 大滝 盛 柴山 貞治 佐藤 房治
佐藤 良夫 篠原 泉 舘野福一郎 宮田 和子
野澤 弘美 柴 恵 小林 操 柴 キヨ子
小林 延年

2 欠席者

な し

3 出席した事務局職員等

事務局職員

事務局長 飯島 眞一
事務局係長 小林 裕司
事務局係長 菊地 高樹
事務局係長 成毛 純一

専門部会長等

総務専門部会長 小松 廣志
保健福祉専門部会長 手塚 仁
産業環境専門部会長 馬場 照夫
(新市基本計画専門部会長 小松 廣志)

4 議事

議決事項

(議案第7号) 平成19年度真岡市・二宮町合併協議会歳入歳出決算について

報告事項

(報告第10号) 協定項目以外の事務事業調整結果の報告について(その3)

協議事項

(協議第37号の5) 新市基本計画について(協定項目25)

(協議第58号) 合併協定書(案)について

午後 2 時 0 0 分 開会

事務局〔小林総務係長〕

定刻となりましたので、ただいまから真岡市・二宮町合併協議会第 9 回会議を開会いたします。委員の皆様には、大変お忙しいところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会進行を務めさせていただきます、事務局総務係長の小林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

開会にあたりましてのお願いでございますが、ご来場の皆様で携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードへの切り替えをお願いいたします。

それでは、最初に本日の日程についてお知らせいたします。

本日の日程は、会議資料の 2 枚目に、会議次第を載せておりますのでご覧ください。

それでは会議次第の 2 に従いまして、会長であります、福田武隼真岡市長がごあいさつを申し上げます。

福田会長

皆様こんにちは。開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様には、ご多忙にもかかわらずご出席を賜りまして、心より御礼を申し上げます。

合併協議会も今回で、9 回を数えるわけではありますが、おかげさまで、当初お願いをしましたスケジュールどおりの協議が進められております。まずもって御礼を申し上げます。これからの予定としましては、本日、新市基本計画の最終決定と、合併協定書についてご承認をいただき、来月、予定どおり合併協定調印式を開催いたします。調印後には、それぞれの議会に合併関係議案を提案し、議決をいただいたのちに、県知事へ合併の申請をいたします。

知事は真岡市と二宮町の合併を県議会に付議し、議決ののち、合併の決定を行うとともに、総務大臣に届出を行い、総務大臣告示をもって、正式に合併の効力が発生することになります。

また、今後の具体的な合併準備事務の主なものとしましては、本庁となる真岡市役所では、合併後の組織機構に合わせた、庁舎の改修、整備を行い、電算システムの統合、事務機器の配置、各部署への人員配置を行ってまいります。

支所となります二宮町役場では、合併の直前まで通常どおりの業務が行われますが、合併前の 3 連休で速やかに移転ができるよう準備を進めてまいります。また合併後の支所の空きスペースを有効に利用するために、支所業務以外の利用方法についても決定をまいります。

この、いわゆる平成の大合併によって、平成 11 年 3 月時点では、3,232 ありました市町村の数も、今年の 7 月時点で、1,784 になっております。

総務省の市町村の合併に関する研究会が、平成 18 年 7 月までに合併した、558 の市

町村を対象に実施した、合併市町村実態調査の結果報告を見ますと、合併市町村が取り組んだ地域振興策の事例のほかに、合併の効果として、行財政基盤の強化、規模・能力の充実が図られ、住民サービスの充実が図られるようになったことなどを検証して、合併のメリットを強調しております。これらは合併後、何年か経過した後の合併効果を例として挙げたものでありますが、一方いずれの合併市町村においても合併当初は、合併経費が一時的に増えることに加えて、住民サービスの充実に伴って、扶助費などの経常的経費が増加していることに留意する必要があります。

真岡市と二宮町の合併でも、人件費の削減効果を十分に発揮しながら、さらに効率的な行財政の運営に努める必要がありますが、同時に厳しい財政状況の中であっても、新市基本計画に基づいて、新真岡市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための、地域振興策やさまざまな取り組みを図ることは大変重要なことでもありますので、合併後、すぐに取り組んでまいります。

また、活力と個性あるまちづくりを推進するにあたっては特に、住民の皆さんとの対話を通じて、お互いに理解をし、協力し合いながら進めていくことが重要ではないかと考えております。

本日の協議会は、これまでの合併の協議を総括するものでありまして、委員の皆様には、どうぞ忌憚のないご意見をいただけるようお願い申し上げまして、ごあいさつにさせていただきます。ありがとうございます。

事務局〔小林総務係長〕

それでは、これより、会議に入らせていただきます。

会議の議長につきましては、協議会規約第8条第3項の規定により、会長が当たることとなっておりますので、よろしく願いいたします。

議長〔福田会長〕

それでは、規約に基づきまして議長を務め、議事の進行を図ってまいります。

それでは最初に、規約第8条第2項の規定に基づく委員の定足数について確認をいたします。当協議会の会議については、委員の過半数をもって開催することができることとなっておりますので、本日の委員の出席状況について、事務局からの報告を求めます。

事務局〔小林総務係長〕

本日の第9回真岡市・二宮町合併協議会の出席者数は、委員総数18名のうち、18名全員の方にご出席をいただいております。

議長〔福田会長〕

ただいま発表のあったとおりでございます。規約に定める定足数を超過しておりますので、本日の会議は成立いたします。

次に、次第3の会議録署名委員の指名を行います。本日の第9回協議会の会議録署名委員に、真岡市の浅山俊夫委員さんと二宮町の柴山貞治委員さんをお願いいたします。

それではここで、会議次第に掲げました議事の確認をいたします。本日の協議会の議事は、お手元の次第のとおりであります。

議決事項が1件、報告事項が1件、協議事項が2件、次回協議事項の説明となっておりますので、議事進行につきましてご協力をお願いいたします。

それでは、「議案第7号 平成19年度真岡市・二宮町合併協議会歳入歳出決算について」を議題に供し、事務局から説明を申し上げます。

事務局〔小林総務係長〕

「議案第7号 平成19年度真岡市・二宮町合併協議会歳入歳出決算について」ご説明申し上げます。会議資料の1ページをご覧ください。

平成19年度真岡市・二宮町合併協議会歳入歳出決算について、別冊決算書のとおり、その監査報告を添えて認定に付する。

別冊の決算書の1ページをご覧ください。最初に上段の表、歳入からご説明申し上げます。

歳入総額は、歳入合計の欄のとおり、予算現額2073万円、調定額は2073万5631円。収入済額も調定額と同額の2073万5631円であります。

次に歳出総額は、下の表の歳出合計の欄のとおり、予算現額2073万円に対して、支出済額は1747万5448円、不用額325万4552円であります。

収入済額2073万5631円から支出済額1747万5448円を差し引いた歳入歳出差引残額につきましては、3ページにございますとおり。歳入歳出差引残額326万183円であり、平成20年度の合併協議会予算に繰越すものであります。

続きまして、次ページからの、平成19年度真岡市・二宮町合併協議会歳入歳出決算書事項別明細書について、主要な部分についてご説明申し上げます。

事項別明細書の4ページと5ページをご覧ください。

まず歳入の事項明細についてであります。まず、1款1項、負担金は、当初予算額は1199万9000円ですが、平成19年12月に373万円の増額補正を行い、予算現額は1572万9000円、調定額、収入済額ともに1572万9000円であります。負担金の内訳は真岡市が958万円、二宮町が614万9000円となっております。

次に、2款1項、県補助金につきましては、栃木県市町村合併推進支援補助金の500万円ですが、平成19年度単年度に限り、栃木県より交付されたものです。

次に、3款1項、諸収入につきましては、当初予算額1,000円に対して、調定額、収入済額ともに6,631円あります。

諸収入は、半年間の預金利子収入です。以上が歳入の内容でございます。

続いて歳出の事項明細に移ります。6ページ、7ページをご覧ください。まず、1款1項1目、会議費ですが、予算現額は87万5000円、これに対する支出済額は73

万 5260 円、不用額は 13 万 9740 円です。

会議費の主な内容ですが、1 節、報酬は、市町長、副市町長、県職の委員を除く合併協議会委員及び同監査委員に対する報酬であります。

11 節、需用費は、協議会の際のお茶代であります。

次に 1 款 2 項 1 目、事務費ですが、予算現額は 203 万 4000 円、これに対する、支出済額は 195 万 5426 円、不用額は 7 万 8574 円です。

この目において、予備費 14 万 9000 円を支出しておりますが、これは 14 節、使用料及び賃借料の中で、複写機の使用料に不足が生じたため、予備費を充用したものであります。

その他、事務費の主な内容といたしましては、11 節、需用費はコピー用再生紙、事務用品及び参考図書などの消耗品費、公用車の燃料費などであります。

12 節、役務費は、協議会で発信する郵便物の切手購入代金であります。18 節、備品購入費は、協議会事務局用ノートパソコン、無停電電源装置などの購入費であります。

次に 2 款 1 項 1 目、事業推進費ですが、予算現額は 1717 万円、これに対する支出済額 1478 万 4762 円、不用額は 238 万 5238 円です。

事業推進費の主な内容としまして、11 節、需用費は、平成 19 年 11 月から 20 年 3 月までの間に 5 回発行した合併協議会だより並びに合併住民説明会で配布した合併協議経過報告に係わる印刷製本費です。

13 節、委託料は、合併協議会だより並びに新市基本計画概要版の全戸配布業務、新市基本計画策定支援業務、電算システム統合事前調査業務、例規一元化業務などの委託料でございます。

なお、事業推進費で 373 万円の増額補正を行っておりますけれども、これは、市役所と支所を結ぶ回線の接続方法、容量などネットワーク環境全体の統合の方向性についての調査を、早期に実施する必要が生じたため補正したものでございます。

3 款 1 項、予備費につきましては、先ほど申し上げましたように事務費に 14 万 9000 円を充用しております。以上が事項別明細書の内容でございます。

なお、本決算書につきましては、次ページに実質収支に関する調書を、その次のページには財産に関する調書を添付し報告するものであります。以上で説明を終わります。

議長〔福田会長〕

はい、ただいまは、平成 19 年度真岡市・二宮町合併協議会歳入歳出決算について説明をいたしました。本決算につきましては、去る 5 月 23 日に監査委員による監査を受けております。

本日は、魚住昭義監査委員、木村一夫監査委員のお二人のご出席をいただいております。

それでは、監査委員を代表して、魚住監査委員さんから監査報告をいただきます。

魚住さん、よろしくお願いいたします。

魚住昭義監査委員

監査委員の魚住でございます。

それでは、二人の監査委員を代表しまして、私から監査の結果をご報告申し上げます。

今回の監査の対象は、平成 19 年度 真岡市・二宮町合併協議会の歳入歳出の決算でございます。

期日につきましては、平成 20 年 5 月 23 日、場所につきましては、真岡市役所監査委員室で行ったものでございます。

当日の監査の立会人をここで申し上げますと、福田武隼合併協議会長、飯島眞一同事務局長ほか事務局員 3 名でございました。

次に、監査の方法でございますが、監査に当たっては、平成 19 年度真岡市・二宮町合併協議会の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書と諸帳簿及び証拠書類との照合を行いまして、あわせて、事務局職員から説明を聴取して監査を実施いたしました。

次に、監査の結果を申し上げます。歳入歳出決算書のいちばん最後の 10 ページをご覧いただきたいと思います。

監査の結果、私たちの意見は次のとおりでございます。

決算の監査に当たっては、会長から提出された平成 19 年度真岡市・二宮町合併協議会歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書と諸帳簿及び証拠書類などにより、総括的な監査を実施し、決算計数の正確性や予算執行の適否について調査照合を行うとともに、事務局職員から説明を聴取して監査を行いました結果、諸帳簿及び証拠書類はいずれも正確に処理されていることを認めます。また、歳計剰余金は、出納員が保管する預金残高に合致し、相違ないことを確認いたしました。

総体的に適正な予算が編成されており、執行面においても効率性を十分考慮しつつ執行され、収支の均衡が保持されていることを認めます。平成 20 年 7 月 16 日、代表監査委員、魚住昭義。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長〔福田会長〕

はい、ありがとうございます。ただいまは、事務局から、「議案第 7 号 平成 19 年度真岡市・二宮町合併協議会歳入歳出決算について」の説明、そして、ただいまは魚住監査委員から監査報告をいただきました。

ご意見、ご質問などございましたら発言を願います。

なお、発言の際には、全文筆記の会議録を調整する都合上、マイクをお持ちしますので、マイクを通してのご発言をお願いするとともに、最初に市町名とお名前を言われてから、ご発言いただければと思います。

ご意見、ご質問いかがでしょうか。何かご発言ありましたら願います。

特にないようですので、ただいまの議案の平成 19 年度真岡市・二宮町合併協議会歳入歳出決算について、認定をいただける委員の拍手を求めたいと思います。拍手をお願いします。

拍手

議長〔福田会長〕

はい、拍手全員ということで、ただいまの議案第 7 号につきましては、原案のとおり認定されました。

それでは、「報告第 10 号 協定項目以外の事務事業調整結果の報告について（その 3）」を議題に供し、事務局からご説明申し上げます。

事務局〔成毛調整係長〕

合併協議会事務局調整係長の成毛と申します。よろしくお願いたします。

それでは、「報告第 10 号 協定項目以外の事務事業調整結果の報告について（その 3）」について」ご説明いたします。

資料の 2 ページをご覧ください。

協定項目以外の事務事業調整結果について、別紙のとおり報告する。

資料の 3 ページをご覧ください。

目次であります。事務事業数の一覧を 4 ページに、本日報告する保健福祉部会、産業環境部会の調整結果を、5 ページ以降に記載しております。4 ページをご覧ください。

本日は、保健福祉部会の健康増進分科会 82 事業、介護保険分科会 42 事業、児童家庭分科会 13 事業、福祉分科会 45 事業、以上 4 つの分科会の計で、182 事業。産業環境部会の商工観光分科会 31 事業、農政分科会 36 事業、環境分科会 53 事業、農業委員会分科会 35 事業、以上 4 つの分科会の計で、155 事業、2 つの専門部会を合計しまして、337 事業について、ご報告いたします。5 ページをご覧ください。分科会ごとに、概要についてご説明いたします。

まず、保健福祉部会の、健康増進分科会でございます。1「電算システムの管理」から 18 ページの 81「特定健診等実施計画」までの事業で、事務事業数としては、82 であります。

調整内容の内訳ですが、「合併時に真岡市の制度に統一する」が 21 事業、「現行のとおりとする」が 16 事業、「合併時に廃止する」が 9 事業、そのほか、「現行のとおり新市に引き継ぐ」、「合併時に真岡市の制度を適用する」などがございます。

次に、19 ページをご覧ください。介護保険分科会でございます。

1「家族介護慰労金支給事業」から 27 ページの 42「介護保険相談・苦情処理

事務」までの事業で、事務事業数としては、42 であります。

調整内容の内訳ですが、「合併時に真岡市の制度に統一する」が 25 事業、「現行のとおりとする」が 6 事業、「合併時に統合する」が 4 事業、そのほか、「現行のとおり新市に引き継ぐ」などがございます。

次に、28 ページをご覧ください。児童家庭分科会でございます。

1 「公立保育所嘱託医の委嘱事務」から 30 ページの 13 「里親関連事務」までの事業で、事務事業数としては、13 であります。

調整内容の内訳ですが、「合併時に真岡市の制度に統一する」が 7 事業、「引き続き真岡市として加入する」が 4 事業、「現行のとおりとする」が 2 事業でございます。

次に、31 ページをご覧ください。福祉分科会でございます。

1 「高齢者サービス調整チーム」から 39 ページの 45 「社会福祉基金」までの事業で、事務事業数としては、45 であります。

調整内容の内訳ですが、「現行のとおりとする」が 22 事業、「合併時に真岡市の制度に統一する」が 7 事業、「合併時に真岡市の制度を適用する」が 5 事業、そのほか、「合併時に統合する」、「現行のとおり新市に引き継ぐ」などがございます。

次に、40 ページをご覧ください。産業環境部会の商工観光分科会でございます。

1 「青色申告会支援事業」から 45 ページの 30 「お祭り基金」までの事業で、事務事業数としては、31 であります。

調整内容の内訳ですが、「合併時に真岡市の制度に統一する」が 13 事業、「現行のとおりとする」が 9 事業、「引き続き真岡市として加入する」が 4 事業、そのほか、「現行のとおり新市に引き継ぐ」などがございます。

次に、46 ページをご覧ください。農政分科会でございます。

1 「とちぎ『食と農ふれあいフェア』参画事業」から 51 ページの、27 「農政関係団体参画事務」までの事業で、事務事業数としては、36 であります。

調整内容の内訳ですが、「合併時に真岡市の制度に統一する」が 9 事業、「現行のとおりとする」が 8 事業、「現行のとおり新市に引き継ぐ」が 3 事業、そのほか、「引き続き真岡市として加入する」、「合併時に統合する」などがございます。

次に、52 ページをご覧ください。環境分科会でございます。

1 「新エネルギーに関する事務」から 59 ページの 42 「環境関係団体参画事務」までの事業で、事務事業数としては、53 であります。

調整内容の内訳ですが、「合併時に真岡市の制度に統一する」が 20 事業、「現行のとおりとする」が 7 事業、「現行のとおり新市に引き継ぐ」が 6 事業、そのほか、「合併時に真岡市の制度を適用する」、「引き続き真岡市として加入する」などがございます。

次に、60 ページをご覧ください。農業委員会分科会でございます。

1 「栃木県農業青色申告会連合会参画事務」から 66 ページの 34 「農地保有合理化推進事業」までの事業で、事務事業数としては、35 であります。

調整内容の内訳ですが、「合併時に真岡市の制度に統一する」が 27 事業、「現行の

とおりとする」が2事業、そのほか、「合併時に統合する」、「引き続き真岡市として加入する」などがございます。

以上で、協定項目以外の事務事業調整結果の報告について(その3)についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長〔福田会長〕

はい、ただいま、事務局から、「報告第10号 協定項目以外の事務事業調整結果の報告について(その3)」のご説明を申し上げました。ご意見、ご質問などございましたらお願いをいたします。

特にご発言がないようですので、報告の内容のとおり、ご承認くださるようお願いをいたします。

次に、継続協議となっております「協議第37号の5 新市基本計画について」を議題に供し、事務局からご説明を申し上げます。

事務局〔菊地計画係長〕

計画係長の菊地と申します。よろしくお願いいたします。

「協議第37号の5 新市基本計画について」ご説明いたします。

会議資料の67ページをご覧ください。

市町村の合併の特例等に関する法律第6条第3項の規定による、栃木県知事との協議の結果、第8回合併協議会決定案をもって新市基本計画と定めることを提案する。

新市基本計画案につきましては、前回の協議会において決定された案により、6月26日に栃木県知事との本協議を依頼したところでございます。

本協議の結果につきましては、会議資料の68ページになりますが、栃木県知事からの回答文書の写しを添付しておりますのでご覧ください。

平成20年7月8日付けにて、真岡市・二宮町合併協議会における新市基本計画案の協議について(回答) 市町村の合併の特例等に関する法律第6条第3項の規定に基づき、平成20年6月26日付け、真・二合協第27号で協議のありました、真岡市・二宮町の合併に係る新市基本計画(案)については、異議はありません。との回答内容でございます。

このことより、第8回合併協議会で決定されました新市基本計画案の内容に変更はないことから、第8回合併協議会で決定された新市基本計画案をもって、真岡市、二宮町新市基本計画としてご決定をいただきたく、ご提案を申し上げます。

なお、本日、ご協議により新市基本計画が決定されれば、ただちに、最終的な印刷製本作業に入り、委員の皆様には、出来次第、その冊子を配布させていただきたいと考えております。

以上で、新市基本計画についての説明を終わります。

議長〔福田会長〕

はい、ただいま、事務局から、「新市基本計画について」、ご説明を申し上げました。県のほうでは異議なしということでございます。これに対しまして、ご意見、ご質問等ございましたら発言を願います。

特にご意見等がないようでありますので、原案のとおりでご異議ないものと判断をいたします。

ただいまの「協議第 37 号の 5 新市基本計画について」、承認する委員の拍手を求めます。

拍手

議長〔福田会長〕

はい、ありがとうございました。拍手全員と判断をし、「協議第 37 号の 5 新市基本計画について」は、協議が整い、原案のとおり決定されました。

今回で、新市基本計画は最終決定となりますので、合併新法第 6 条第 4 項の規定に基づき、直ちに公表するとともに、総務大臣及び栃木県知事に送付をいたします。

次に、「協議第 58 号 合併協定書（案）について」を議題に供し、事務局から説明を申し上げます。

事務局〔小林総務係長〕

「協議第 58 号 合併協定書（案）について」ご説明申し上げます。会議資料の 69 ページをご覧ください。

合併協定書について、別冊のとおり提案する。別冊の「合併協定書（案）」をご覧ください。

表紙をめくっていただきますと協定項目として、これまで協議決定いただいた協定項目及び具体的な調整内容が記載されております。合併協定項目の番号順に、合併の方式から、6 ページの附属機関の取扱いまでの 23 項目について記載しております。6 ページの中段をご覧ください。今度は各事務事業の取扱いとして、国際交流事業から 18 ページのその他の事務事業までの 30 項目について記載してございます。

次に 19 ページの上の段になりますが、新市基本計画について、合併市町村基本計画は、別冊「真岡市・二宮町新市基本計画」に定めるとおりとする。との記載がございましたが、ただいま、最終決定いただきました新市基本計画を、この合併協定書の巻末に添付するものでございます。

続いて 20 ページをご覧ください。調印書でございます。

調印書の記載内容を朗読いたします。「真岡市及び二宮町は、地方自治法第 252 条の 2 第 1 項及び市町村の合併の特例等に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づく『真

岡市・二宮町合併協議会』において、以上のとおり合併に関する協議が調ったので、ここに調印する。平成 20 年 8 月 6 日」というものでございます。合併協定が調ったことを証する目的で、真岡市長、二宮町長が署名、押印するものでございます。続いて 21 ページをご覧ください。合併協定調印の立会人としましては、協議会委員の皆様をお願いしたいと存じますので、ここに、委員の皆様、全員の署名をいただきたいと存じます。なお、合併協定書は、同じものを 2 部作成いたしますので、それぞれに署名を頂戴いたしますのでご了承願います。合併協定書についての説明は以上でございます。

議長〔福田会長〕

はい、ただいま、事務局から、「合併協定書（案）について」、ご説明申し上げました。ご意見、ご質問等ございましたら発言を願います。

はい、どうぞ。

柴恵委員

二宮の柴です。まず、6 ページをお願いいたします。

納税関係事業ですが、1 申告受付事務については、合併時に真岡市の制度に統一すると。そして受付会場は、合併時までに調整するとあります。それともう一つが、13 ページから 14 ページの商工観光関係事業です。14 ページの 2 のですね、商工補助制度については、合併の翌年度から真岡市の制度を適用する。ただし、二宮町の商業活性化対策事業補助金については、新市において速やかに調整すると。それと最後ですが、19 ページになります。6 番の投票区及び投票所については、現行のとおりとすると。ただし、期日前投票所については、合併時までに調整するとあります。過日行われました幹事会において、二宮側が要望したような方向で、決定されたとの方向で進んでいるとの情報を得たものですから、そのへんのところをわかる範囲で回答をお願いいたします。

事務局〔飯島事務局長〕

事務局飯島でございます。事務局からお答えを申し上げます。

ただいまの柴委員さんのご質問でございますけれども、まず、6 ページの税の受付会場につきましては、今現在、各分科会、専門部会等でこの調整方針に基づきまして、速やかに合併時までに調整するように努力をしている最中でございます。過日幹事会において、この問題について協議が始まった段階で、まだ結論が出ているわけではございません。ただ、この協議会におきまして、委員さんのほうからご要望も含めまして、できるだけ住民の皆様の利便に供するような努力をしてほしい、というような要望等も踏まえた上で、分科会、専門部会、幹事会等においては協議を続けている最中だというふうにご理解いただければ、というふうに思います。税の申告会場と期日前投票所については、以上の状態でございます。

それから、14 ページの二宮町の商業活性化対策事業補助金、これはいわゆるプレミアム付商品券のことですけれども、これにつきましては新市において速やかに調整するというような文言でもって、この協議会でご決定をいただいているところでもあります。この意味につきましては、改めて説明させていただきますけれども、ご承知のように行政における商業振興施策等につきましては、行政だけが行うということではなくて、商業関係団体との皆様との連携に基づきまして、連携を図りながら振興施策を展開をしております。具体的に申し上げるのならば、真岡市におきましては商工会議所さん、二宮町におきましては商工会さんとの連携を図りながら振興施策を行っているところでもあります。この事業につきましても、その中で行われているということでもあります。それら、連携を図るべき相手方であります商工会議所、商工会につきましては、合併新法の規定に基づきまして、その精神に基づきまして、両団体が統合できるように行政としては働きかけると、これもまた調整方針としてご決定をいただいているところでもあります。その団体の統合に向けた取り組みということもでございます。もちろん、これにつきましては、協議会の際にご質問があつて、事務局か専門部会長のほうからご答弁申し上げましたように、先進事例におきましては、なかなか統合等が行われていない例もある、というようなお話を申し上げたところだと思っておりますけれども、いずれにしましても、仮に統合ができるならば、新しい団体でもって商業施策について計画をしていただくことになるだろうし、仮に統合が難しいという場合には、例えば二宮町の商工会さんにおきましては、新しい真岡市の商業振興施策、資料にもございましたけれども、例えば商店街共同事業補助金等々の施策を含めました中で、商工会さんには取り組みというものを多分ご検討いただくことになるのではないかなと思います。いずれにしましても、そういった不確定な状況がございますので、この調整方針のように、新市において速やかに調整するというふうなご決定をいただいたところでもあります。現実問題とすれば、平成 21 年度の予算をどうするかという問題がございますので、これにつきましては、今申し上げましたように、商工会議所さん、商工会さんとともに協議をしながら、実施計画あるいは 21 年度の当初予算の編成の中で詰めていくというふうになるのではないかなというふうに考えております。これが基本的な考え方になるかなということでもあります。以上でございます。

議長〔福田会長〕

柴委員、いかがですか。

柴 惠委員

はい、懇切丁寧なご説明ありがとうございました。ぜひとも、地域活性化対策としては最適の事業でありますので、よろしくご検討お願い申し上げて、質問を終わらせていただきます。

議長〔福田会長〕

ほかにかがででしょうか、合併協定書（案）につきまして。

ほかはないようでしたら、それでは「協議第 58 号 合併協定書（案）について」承認をする委員の拍手を求めます。

拍手

議長〔福田会長〕

はい、拍手全員と判断し、「協議第 58 号 合併協定書（案）について」は、協議が整い、原案のとおり決定されました。

協定書の（案）の文字を削除いただくよう願います。

次に、次第「5 次回協議事項」を議題といたします。事務局から一括してご説明いたします。

事務局〔小林総務係長〕

はい、次回協議事項についてご説明申し上げます。

会議資料の表紙をめくっていただきまして、会議次第、次回協議事項について、をご覧ください。

「報告第 11 号 協定項目以外の事務事業調整結果について（その 4）」であります。次回は建設水道と教育専門部会所掌の事務事業についてご報告申し上げます。次に、「報告第 12 号 今後の合併スケジュールについて」ですが、合併協定調印以降のスケジュールについての予定を報告いたします。次回協議事項の概要は以上でございます。

議長〔福田会長〕

ただいま事務局から、次回の協議事項の概要について説明を申し上げました。ご意見、ご要望等ございましたら発言を願います。

特にないようですので、その他ということで、それでは、この協議事項につきましては、第 10 回会議におきまして改めてご協議をいただきます。

これで、会議次第に基づく議事のすべてが終了いたしました。慎重なるご審議、誠にありがとうございました。引き続き、「6 その他」に移ります。

「第 10 回会議開催日時等の確認について」を事務局からご説明申し上げます。

事務局〔小林総務係長〕

次回第 10 回の合併協議会は平成 20 年 8 月 27 日、水曜、午後 2 時から、真岡市青年女性会館で開催いたします。

委員の皆様におかれましては万障お繰り合わせの上、ご出席いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長〔福田会長〕

ただいまの日程の確認でございます。

その他に、委員の皆様から何かございましたら発言を願います。

それでは、先ほど承認いただきました合併協定書の関連で、調印式の概要について、事務局から若干の説明をいたさせます。

調印式関係の資料を配付いたしますので、少々お待ち願います。

事務局〔小林総務係長〕

ただいま配布しております資料は、受付にご用意をさせていただいておりますので、傍聴の皆様は、お帰りの際にお持ちくださるようお願い申し上げます。

それでは、合併協定調印式の内容について説明させていただきます。

今お配りしました、真岡市、二宮町合併協定調印式を表題部にした資料でございますが、表紙記載のとおり、調印式は、日時が8月6日、水曜、午前10時から、会場は真岡市のグランドホテル静風「静風の間」で開催いたします。

合併協定調印式は真岡市長、二宮町長が主催するものでございます。出席者は主催者である首長のほか、協議会委員の皆様、同監査委員のお二人、その他、幹事会の構成メンバーでございます。来賓としてご臨席いただくのは、栃木県知事、栃木県議会議長、真岡市、二宮町、それぞれの議会の正副議長をお願いする予定でございます。

調印式の次第につきましては、ただいまご覧いただいております資料の2枚目に記載されておりますが、1の開式は齋藤二宮町副町長、2の合併協議の経過報告は井田真岡市副市長が行います。

次に、次第3ですが、この資料の最後のページに合併協定調印式会場のレイアウトを添付してございますので、あわせてご覧いただきながら、式次第の説明を続けさせていただきます。

次第3の合併協定調印は福田市長、藤田町長お二人が、一緒に行いますが、調印式会場正面の舞台中央に調印席を設けますので、そちらにご移動いただいて、ご署名をお願いいたします。続いて立会人署名ですが、最初に、ご来賓でもございます、古橋真岡市議会議長、野沢二宮町議会議長のお二人をお願いいたします。お二人には調印席でのご署名をお願いいたします。両議長にご署名をいただいた後は、協議会委員の皆様のお席に協定書をお持ちしますので、ご自席でご署名をお願いいたします。なお協定書は同じものを2部作成いたしますので、2部ともご署名をお願いいたします。なお大変に恐縮に存じますが、署名に使う筆記用具につきましては、委員の皆様にも各自ご用意をお願いいたします。不躰なお願いではございますけれども、万年筆あるいは油性のボールペン等、普段お使いに慣れたものでご署名をいただきたいと存じます。

続いて次第4のあいさつは、福田市長、藤田町長のお二人が行った後、古橋真岡市議会議長、野沢二宮町議会議長にお願いいたします。

5の来賓祝辞ですが、ご来賓を代表して、県知事、県議会議長にご祝辞をお願いする予定でございます。なお、ごあいさつ、祝辞等は調印席前のスピーチ席で賜りたいと存じます。以上で閉式となりますが、閉式後、ご来賓、協議会委員、監査委員の皆さんで、記念の集合写真を撮影させていただきたいと存じます。

撮影終了後には、簡単なお食事を用意いたしますので、召し上がっていただいてからお帰りくださるようお願いいたします。

なお参列の際の服装ですが、皆さん平服でお願いしたいと存じます。男性の方は、ネクタイ、上着の着用をお願いいたします。以上が合併協定調印式の概要でございます。

議長〔福田会長〕

8月6日の10時ということで、協議会委員の皆さん、監査委員の皆さんには、合併協定調印式にご参列くださいますよう、よろしく願いをいたします。

それでは、真岡市・二宮町合併協議会第9回会議は、すべての議事を終了いたします。

協議会の円滑な運営にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。事務局にて閉会をし、会議を閉じてください。

事務局〔小林総務係長〕

ご協議ありがとうございました。会議の閉会時刻を午後2時50分と定め、これをもちまして、真岡市・二宮町合併協議会第9回会議を閉会いたします。

午後2時50分 閉会